

プレスリリース

平成23年10月14日

上川中部森林管理署管内国有保安林における森林法違反行為等について

平成21年度に上川中部森林管理署が発注した同署管内国有保安林における伐採事業において、昨年9月に公表した森林法違反行為以外にも違反行為等があったことを別添のとおり公表します。

当森林管理局としては、同署の請負事業者への指導や監督等が不十分であったことが本事案を発生させた一因であると考えており、このような事態に至ったことを深く反省しております。

今後は、二度とこうした事案が発生しないよう再発防止に努め、国民生活の安全・安心に欠かすことのできない国民共通の財産である国有林を適切に管理して参ります。

北海道森林管理局長

津元 頼光

上川中部森林管理署管内国有保安林における森林法違反行為等について

**【概要】**

- ① 当北海道森林管理局は、平成21年度の「上川中部森林管理署における国有保安林の伐採について森林法違反がある」等の新聞報道を受けて実施した調査の結果、森林法違反に当たる事実等を平成22年9月に公表。これに関し、民間団体の日本森林生態系保護ネットワーク等から調査結果以外にも違反行為がある旨の指摘がなされたことから、以降本年にかけて伐採状況を把握するために伐根の調査等を実施した。
- ② この調査等によって、平成22年9月に公表した内容のほかに、更なる森林法違反行為の存在等を確認したことから、本日、同違反行為に係る事実関係を北海道へ報告した。
- ③ 今後、北海道の判断を踏まえ必要な森林の復旧を進めるとともに、関係者の処分等を実施し、加えて再発防止に向けた措置を講じる。

**1 経緯**

平成21年9月と11月に「大雪山国立公園内の国有保安林において、北海道知事の同意を得た面積や材積を超える集材路や土場の作設が行われたり、立木が伐採された可能性が高いと自然保護団体が指摘」との新聞報道がありました。このことを踏まえ、当北海道森林管理局（以下「当局」といいます。）では、関係法令違反の確認のための現地調査や請負事業者及び関係職員からの聴き取りを行い、平成21年度に上川中部森林管理署（以下「上川中部署」といいます。）が発注した国有保安林における伐採・搬出事業において、森林法（以下「法」といいます。）に違反する行為があったこと等を平成22年9月に公表しました。

その後、民間団体の日本森林生態系保護ネットワーク等から「調査漏れの伐採木や集材路等が更にある」などの指摘を受け、当局が現地確認を実施する中で、請負事業者による契約内容と異なる不適切な作業実態があったことを把握しました。その全体像を確認するため、本年の融雪を待って確認できたすべての伐採木の伐根（切株）や集材路（伐倒した木を機械で土場に集めるために必要な森林内の路）の調査等を追加実施してきたところ、平成22

年 9 月に当局が公表した調査内容以外の法違反に該当する行為があったことを確認しました。

このほど、これらの調査結果がまとまったので、本日、その内容を公表します。なお、法違反行為に係る事実関係等については、本日、北海道に報告しています。

## 2 調査の概要

### (1) 調査箇所

平成 21 年度に上川中部署が伐採・搬出事業を発注した上川郡上川町に位置する以下の国有林及びこれらの隣接国有林を対象としました。

名 称	林小班
上川中部森林管理署 平成 21 年度伐採・搬出事業 (1 号物件)	2292 ぬ 2294 そ、つ、ね、う 2320 み、し
同 (2 号物件)	2293 へ、な、ら

### (2) 調査内容

#### ア 平成 22 年度

当該国有林は、法に基づく水源かん養保安林に指定されていることから、保安林における規制に関し権限を有する北海道知事の同意（以下「知事同意」といいます。）した範囲からの逸脱（※）の有無等について、調査を行うとともに、請負事業者や関係職員からの聴き取りを行いました。

※：① 集材路の面積・延長・平均行為幅の逸脱（「行為幅」とは、幅員に切土及び盛土を行った部分も含めた「土地の形質を変更する行為を行った幅」であり、集材路を作設する箇所の林地勾配により変動するため、平均値により知事協議を実施している。）

② 伐り出した木材を丸太にして集積するための土場の面積・形状の逸脱

③ 伐採予定区域外の立木の伐採

#### イ 平成 23 年度

公表後に行った請負事業者からの更なる聴き取りの結果、伐採予定区域内においても知事同意の範囲を超える伐採が行われていた可能性が高まったため、伐採予定区域内の全域及びそれに隣接する森林において確認できたすべての伐採木の伐根の調査を行うとともに、平成 22 年度調

査の精度向上を図るために集材路の位置を再確認したほか、請負事業者から追加の聴き取り及び関係書類の確認を行いました。

### 3 現地調査結果

当局は、これまでの調査の結果、

- ① 伐採予定木であることを示す番号札が付いていなかった（伐採を予定していなかった）立木の伐採（伐採予定区域外を含みます。）
- ② 番号札が付いている（伐採を予定していた）立木の未伐採
- ③ 伐倒されたものの搬出されず林内に放置された木や伐採作業途中で伐倒されずに放棄された立木の存在
- ④ あらかじめ示した数量を超える集材路や新設土場の作設等の請負契約の内容に反する事実を確認しました。

これらのうち①及び④に関しては、法第34条第1項第9号及び同条第2項第6号の規定に基づき当局が事前に実施していた保安林内立木伐採等に関する知事協議における同意数量を超えて行ったものが含まれており、これらについては法違反となります。

本来、国有保安林において「立木の伐採」や「土地の形質変更」を行う場合には、事前にその数量を都道府県知事に協議し、これに従い（知事同意の範囲内）行うことが法で定められています。本件の事業実行に当たっては、伐採区域、伐採する立木材積、集材路の面積・延長・平均行為幅及び土場の面積・形状が知事同意の範囲内であることが必要でした。

知事同意数量と現地調査結果により把握した数量との関係等については、以下のとおりです。

#### (1) 伐採予定区域内での伐採（法第34条第1項）

林小班ごとに知事同意を得た伐採予定区域12個林小班のうち、立木伐採材積が知事同意の範囲内となっているのは3個林小班のみで、その他の9個林小班は知事同意の範囲を超えていました。

名称	No.	林小班	知事同意 伐採材積 (m <sup>3</sup> ) a	調査結果 伐採材積 (m <sup>3</sup> ) b	超過材積 b-a (m <sup>3</sup> )
	1	2292ぬ	277	230	—
	2	2294そ	363	283	—
	3	2294つ	573	869	296
	4	2294ね	230	578	348

1号物件	5	2294う	281	249	—
	6	2295い	47	58	11
	7	、わ			
	8	2320み	1,124	1,198	74
	9	2320し	470	519	49
		小計	3,365	3,983	778
2号物件	10	2293へ	1,595	2,028	433
	11	2293な	272	397	125
	12	2293ら	1,355	1,584	229
			小計	3,222	4,009
合 計			6,587	7,992	1,565

注1：調査結果伐採材積は、現地に残る切株から推計した。

2：調査結果伐採材積には、伐採集材作業時に損傷等を受けた立木を含む。

3：超過材積の「—」は、超過がなかったことを意味しているため、小計及び合計には、これらの数値は含まない。

4：四捨五入のため、合計が合わないことがある。

(2) 伐採予定区域外での伐採（法第34条第1項）

伐採予定区域を越えて伐採されていた立木が437本ありました。

箇所	本数	伐採材積 (m <sup>3</sup> )
1号物件の隣接森林	337本	188
2号物件の隣接森林	100本	32
合 計	437本	220

(3) 集材路の作設（法第34条第2項）

集材路の作設については知事同意を得ていた3箇所（5個林班）すべてにおいて、面積・延長・平均行為幅のいずれかが知事同意の範囲を超えており、超えている延長の合計は13,753mとなっています。

名称	No.	林班	集材路の作設量											
			面積 (ha)			延長 (m)			平均行為幅 (m)					
			知事同意	調査結果	超過	知事同意	調査結果	超過	知事同意	調査結果	超過			

1号 物件	1	2292	1.50	2.51	1.01	3,750	6,057	2,307	4	4.2	0.2
		2294 2295									
	2	2320	0.57	0.96	0.39	1,430	2,741	1,311	4	3.5	—
2号 物件	3	2293	1.14	5.69	4.55	2,845	12,980	10,135	4	4.4	0.4
合計			3.21	9.16	5.95	8,025	21,778	13,753	—	—	—

(4) 土場の作設（法第34条第2項）

土場の作設については、箇所毎に知事同意を得て作設した土場6箇所のうち、知事同意の範囲内となっているのは1箇所、範囲を超えているのは5箇所ありました。

名称	林班	土場 数	No.	土場の作設量				
				面積(ha)			形状(m)	
				知事同意	調査結果	超過	知事同意	調査結果
1号物件	2295	2	1	0.12	0.09	0.04	30×40	17×85
			2	0.12	0.15	0.07	30×40	25×88
	2320	2	3	0.12	0.24	0.13	30×40	32×110
			4	0.12	0.08	—	30×40	30×37
2号物件	2293	2	5	0.18	0.19	0.03	30×60	32×77
			6	0.20	0.32	0.14	50×40	105×40
合計				0.86	1.07	0.41	—	—

注1：表中の「面積」の合計は、北海道知事に示した形状から算出された面積の単純合計を記載しているため、知事同意を得た形状の範囲を超える部分の面積のみを集計した逸脱面積とは一致しない。同様な理由で、個々の超過面積についても一致しない。

注2：「形状」欄には縦・横の各々最大値を記載しており、これらに乗じて「面積」欄の数量とは一致しない

#### 4 原因

本事案については、契約内容を大きく逸脱した事業が実行されており、そのことが結果的に法違反につながっています。本事案発生主な原因は、

- ① 請負事業者の法令や契約内容を遵守する意識が極めて低かったこと
- ② 発注者である上川中部署による監督等が適切に行われていなかったことが挙げられます。

行為ごとの具体的原因は、次のとおりです。

(1) 知事同意数量を超える立木の伐採及び伐採予定木の未伐倒

上記3(1)の伐採予定区域内における知事同意数量を超える伐採については、1号物件、2号物件ともに、請負事業者が支障木(伐倒作業や集材路作設の支障となるために伐倒する立木)を上川中部署の監督職員等に断り無く伐採したことが共通の原因となっています。

また、特に1号物件に関しては、上記のほか、請負事業者の現場作業員が自らの判断で、土場から遠い箇所の伐採予定木の一部を伐採しない代わりに近い箇所にあった伐採を予定していない立木を伐ったり、伐採予定木であることを示す番号札を別の太い立木に付け替えて伐採するという、自らの作業負担を不正に軽減するためと考えられる悪質な行為を行っていました。このことが1号物件における林小班毎の伐採材積の超過や伐採予定木の未伐倒の原因となっています。

いずれにしても、上川中部署がこうした実態を監督等の段階で的確に把握していなかったことに加え、上川中部署が事業実行過程で発生する支障木の数量を把握し、当該数量について北海道知事に追加協議を行う必要があったにもかかわらず、それを怠ったことが、法違反の状況が発生・放置させた原因となっています。

(2) 伐倒木の放置

伐倒木の放置については、ササが繁茂し見通しの悪い場所であったにもかかわらず、伐倒作業員が立木を伐倒した箇所に印を付けるなどの配慮をしなかったことから集材作業員が搬出すべき伐倒木を見落としたことが直接的な原因ですが、本来それらの取扱いを指示すべき請負事業者の現場代理人がこれを怠ったことなども誘因となっています。

(3) 伐採予定区域外の伐採

1号物件については、請負事業者の現場作業員が自らの判断で土場から近い箇所において伐採予定区域外の森林であることを知りながら立木を集材的に伐採するという悪質な行為を行ったことが主な原因となっています。

また、2号物件については、請負事業者の現場代理人からの「土場を広げるため支障となる立木を伐採したい」との要望に対し、上川中部署が「土場内は知事同意を得ている」とのものと錯誤して、北海道知事への追加協議なしに承諾してしまったことに加え、請負事業者が上川中部署の承諾した数量を超えて伐採したことが主な原因となっています。

さらに、上川中部署がこうした実態を監督等の段階で的確に把握してい

なかったことが問題であることは上記（１）と同様です。

#### （４）集材路及び土場の作設

知事同意の範囲を超えて集材路等の作設が行われた点については、請負事業者が上川中部署の監督職員等に断りなく契約時に示されていた数量を超えて作設していたことが原因です。また、上川中部署が集材路の作設状況等を事業実行過程で把握しておらず適切な監督等を怠ったことが問題であることは上記（１）と同様です。

### ５ 今後の対応

#### （１）森林の復旧など保安林機能の回復措置

不適切な作業によって損傷した森林については、森林の復旧などについて技術的な検討を行い、請負事業者に植栽など必要な措置を実施させます。このうち、昨年９月に公表した森林法違反に係る部分については、既に請負事業者に植栽など必要な措置を実施させています。

なお、保安林内における立木伐採等に関する規制や手続きについて権限を有する北海道に対しては、本日、本年実施した調査の結果とともに森林の復旧状況等について報告をしています。

#### （２）請負事業者に対する損害賠償請求

請負事業者に対しては、損害賠償として、伐倒したまま林内に放置された木及び伐採作業途中で放棄された立木に関する損害額等を請求します。

#### （３）関係者に対する処分

請負事業者に対して、法違反行為等の内容を斟酌して然るべき期間の指名停止処分を科すとともに、本事案に関係した上川中部署の職員に対して厳正な処分等を実施します。

#### （４）再発防止に向けた対策

##### ア 平成２２年９月に公表した再発防止策

昨年９月以降、以下の対策について既に措置しています。

- 森林管理局・署の職員や管内で当該作業を行う事業体に対する保安林内作業に関する再教育や説明会の実施
- 現場監督時における保安林内作業行為実施状況確認の徹底
- 契約後に提出させる事業計画書への知事同意内容の明記
- 検査時における確認事項の具体的なチェックリスト化



イ 今後の再発防止策

今回、伐採予定区域内において支障木の取扱いが不適切だったことにより知事同意数量を超える立木の伐採が発生したことなどから、森林管理局・署の職員や管内で同種事業を行う林業事業体に対する支障木の取扱いについての再教育を実施するとともに、昨年から実施している再発防止策の定着を図ります。

また、請負事業体の事業実施状況の評価を厳正に行い、今後の発注に適切に反映していく取り組みを推進します。

本事案において、請負事業者への指導や監督等が不十分であったことが、不適正事案発生の一因となっていることを深く反省し、こうした取り組みを徹底することを通じ、再発防止に万全を期すとともに、国民生活の安全・安心に欠かすことのできない国民共通の財産である国有林を適切に管理経営して参ります。

<<お問い合わせ先>>

北海道森林管理局 (011-622-5213)

保全調整課 課長 荻原 裕

課長補佐 山崎 敬介

販売第二課 課長 工藤 穂

課長補佐 宿野部則彦

上川中部森林管理署 (050-3160-5745)

署長 小原 正人

次長 春山 邦明